

埼玉県環境科学国際センターメディアワークショップ新規映像制作業務委託仕様書（案）

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ、修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

埼玉県環境科学国際センターメディアワークショップ新規映像制作業務

2 委託業務の目的

埼玉県環境科学国際センター展示館（彩かんかん）（以下、「展示館」という。）は、楽しみながら環境問題について学習する体験型展示施設である。今般、展示館内の展示施設であるメディアワークショップで投影する映像を新規に制作することにより、展示館の魅力向上と来館者の環境学習における意識啓発を図る。

3 映像制作の仕様

受託者は、次の事項に留意し、県との協議を踏まえ、映像制作を行う。

（1）制作方針・概要

ア メインターゲットは児童（小学校高学年）とし、子どもから引率者である大人に至るまで、環境問題への関心を高め、身近な自然に愛着が持てるような映像とすること。

イ 映像のテーマは「生物多様性」及び「地球温暖化」とすること。

ウ 映像の長さは15分～20分程度とする。

エ 映像の途中に、映像のテーマに関連するクイズを3問程度挿入すること。

なおクイズの内容については県と協議の上、県において作問するものとする。

オ 環境科学国際センター内に併設するビオトープ「生態園」でのフィールドワークに視聴者を誘引することができるような内容とすること。

（2）その他制作上の条件

ア 納品までのスケジュール表を作成し、県に提出すること。

イ 作成したスケジュール表に基づき、進捗状況報告・意見交換を適宜実施すること。

ウ 撮影・編集等の作業の前に原案となる絵コンテ等を提出し、映像の構成案について事前に県の監修を受けるものとする。

エ 映像の加工・編集、音楽、音声やナレーションの付加、テロップの付加などの編集作業を適宜行うこと。

オ 映像の制作に当たっては、環境科学国際センターが提供する素材を使用することが出来るものとする。

カ 映像の制作に当たっては、既存の著作物（映像・動画・音声等）の使用も可とする。ただし、第三者が権利を有する著作物の使用に当たっては、受託者は当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

キ 新規映像素材の撮影についても妨げないが、県との協議の下に実施すること。

ク 映像制作全般に係る費用は全て受託者の負担とする。また、映像制作全般には、構成案作成、収録、ナレーション、テロップ、CG、BGM、編集、各種申請手続き等の他、成果物の納品までの一切を含むものとする。

ケ 映像制作に当たっては、著作権・肖像権等に十分配慮すること。

コ 映像の使用期限を定めないこと。

サ 本委託施行に際し、現地調査等に必要手続きは、全て受託者の責任において行うこと。また、関係官公署及びその他機関との調整等を要する場合は、速やかにその旨を県に申し出て、協議すること。

シ 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。

4 校正

映像案作成後の校正（編集の修正）は2回以内を原則とするが、県が校了と判断するまで校正を行う場合がある。

5 成果物の納品

受託者は、成果物を委託者へ提出するものとし、提出方法は次のとおりとする。

なお、成果物の内容については納品日の一週間前までに県の確認を受けること。

(1) 成果物及び納品方法

ア DVDプレーヤーで再生できるDVD2枚及び映像データ（MP4形式）を納品すること。

イ DVDに保存する映像の画質はSD画質とし、MP4形式で納品する映像データの画質はフルHD以上とすること。

ウ 映像の制作に使用した素材（イラスト・写真・映像素材等）一式をデータで納品すること。

(2) 納品期限

令和7年3月28日（金）

(3) 納品場所

埼玉県環境科学国際センター

6 秘密の保持

- (1) 受託者は、本委託において、業務上知り得た秘密を県の承諾を得ないで第三者に漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、本委託において、業務上知り得た一切の事実又は情報を、本契約以外の目的には使用しないこと。また、受託者内部の業務関係者以外に開示しないこと。
- (3) 委託業務の過程で知り得た情報は、保存媒体の管理など、秘密保持に万全の措置を講じ、資料の処分などについては、県と協議の上行うこと。
- (4) 万が一、事故が発生した場合は、直ちに県に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- (5) 受託者が秘密保持義務に違反して、県が損害を被った場合、受託者は県が被った損害額を補償すること。
- (6) 受託者は、委託業務に付随する資料及び県から提供を受けた関連資料を、当該委託に携わる者以外に漏らしてはならない。

7 著作権

- (1) 本委託で作成した全ての成果品の著作権は、県に譲渡すること。受託者は著作人格権を行使しないものとする。この規定は、受託者の従業員及び本委託遂行に当たり再委託を行った場合の再委託先又はそれらの従業員に著作人格権が帰属する場合にも適用する。
- (2) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、県の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理すること。
- (3) その他著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項について疑義が生じた場合は、県と協議すること。